

1. 主な審議の内容

(1) 評価委員と直接の利害関係を有する団体の要件の決定

神戸市指定管理者選定評価委員会規則第8条に関して、委員と直接の利害関係を有する団体の要件について調査審議を行った。

＜参考＞神戸市指定管理者選定評価委員会規則

第8条 議案が指定管理者の候補者の選定に関するものである場合において、委員又は臨時委員が指定管理者の指定を受けようとする団体と直接の利害関係を有するときは、当該委員又は臨時委員は、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(2) 公募施設の指定管理者候補者の決定

文化スポーツ局中央図書館が行った 神戸市立灘図書館 及び 神戸市立名谷図書館 の指定管理者候補者の選定について、以下の観点から調査審議を行った。

- ・ 各申請者の事業計画等の内容を偏りなく把握・理解して採点しているか
- ・ 申請者の訴求ポイントを把握・理解して採点しているか
- ・ 申請者による提案の実現性を把握・理解して採点しているか

(3) 非公募施設の業務要領審査

文化スポーツ局中央図書館が策定した 神戸市立三宮図書館 及び 文化スポーツ局スポーツ企画課が策定した 神戸市立洞川教育キャンプ場 の応募要領、仕様書、管理運営の基準等について、以下の観点から調査審議を行った。

- ・ 市にとって著しく有利な条件等になっていないか
- ・ 施設特性を踏まえた適切な条件等となっているか

2. 1 の結論

選定評価委員会の主な意見は以下のとおりであった。

(1) 評価委員と直接の利害関係を有する団体の要件の決定

文化スポーツ局指定管理者選定評価委員会事務局が策定した案のとおり、以下のいずれかの要件に該当する団体を、委員と直接の利害関係を有する団体であると定義した。

- ① 委員本人、配偶者または二親等内の親族が役員等を務める団体等
- ② 委員本人、配偶者または二親等内の親族が議決権の 50%以上を所有している団体等
- ③ ①の団体等と、子会社等や、親会社等、または親会社等の他の子会社等の関係を有する団体等

(2) 公募施設の指定管理者候補者の決定

- ・審議の結果、所管課が行った採点は妥当であると判断した。

(3) 非公募施設の業務要領審査

- ・各施設の応募要領，仕様書，管理運営の基準等はいずれも妥当であると判断した。